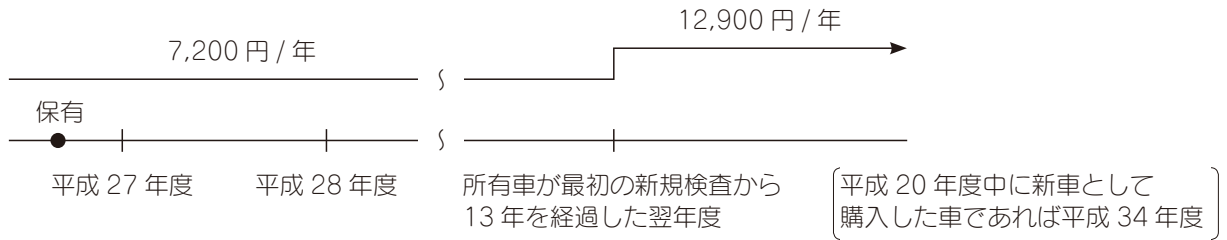


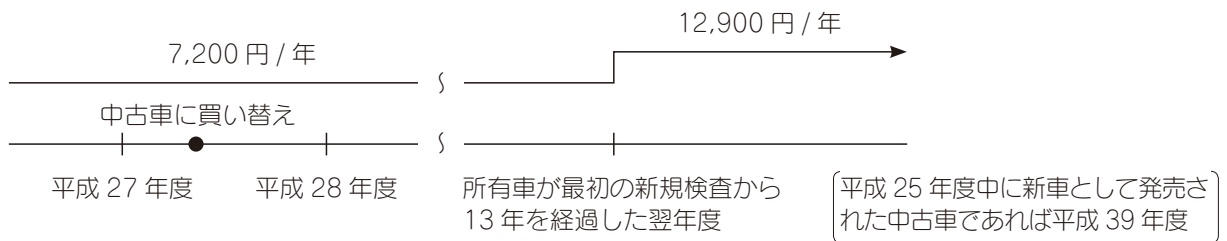
例1) 平成26年12月現在、軽自動車（4輪、乗用自家用）を保有している場合



例2) 平成27年5月に新車に（4輪の乗用自家用）買い替えた場合（軽課に該当しなかった場合）



例3) 平成27年5月に中古車（4輪の乗用自家用）に買い替えた場合



■グリーン化特例（軽課）

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪および四輪以上の軽自動車で、排出ガス性能および燃費性能の優れたものについて、平成28年度分の軽自動車税を軽減します。

各排出ガス基準の達成状況は国土交通省のホームページ（[http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk10\\_000014.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk10_000014.html)）に記載されていますので、車検証に記載されている車種・型式と照らし合わせてご確認ください。各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

対象車			税率（年額）		
			（ア）	（イ）	（ウ）
三輪			1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	5,400円	8,100円
	貨物用	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	1,300円	2,500円	3,800円

（ア）乗用・貨物：電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制から10%低減）

（イ）乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準+20%達成車  
貨物：平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

（ウ）乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準達成車  
貨物：平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

問合せ 税務課 町民税グループ（内線161）

# 平成28年度から軽自動車税の内容が変わります

## ■原動機付自転車および二輪車、小型特殊自動車

原動機付自転車および二輪車、小型特殊自動車に係る軽自動車税について、登録されているすべての車両の税率が変わります。

車種区分		税率（年額）	
		平成 27 年度まで	平成 28 年度から
原動機付自転車	50cc 以下	1,000 円	2,000 円
	50cc 超 90cc 以下	1,200 円	2,000 円
	90cc 超 125cc 以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
二輪の軽自動車	125cc 超 250cc 以下	2,400 円	3,600 円
二輪の小型自動車	250cc 超	4,000 円	6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600 円	2,400 円
	その他のもの	4,700 円	5,900 円

## ■三輪および四輪以上の軽自動車

三輪および四輪以上の軽自動車に係る軽自動車税について、「最初の新規検査」によって税率が変わります。なお、「最初の新規検査」は自動車検査証の『初度検査年月』で確認できます。※1

車種区分			税率（年額）		
			(1)	(2)	(3)
三輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円
四輪以上	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
		自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

(1) 平成 27 年 3 月 31 日までに最初の新規検査をした車両…平成 28 年度は税額に変更はありません。ただし、平成 28 年度以降に (3) に該当する可能性があります。

(2) 平成 27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査をした車両…平成 28 年度は新税率が適用されます。ただし、グリーン化特例（軽課）に該当する可能性があります。（右記グリーン化特例（軽課）の表を参照ください。）

(3) 平成 28 年 4 月 1 日以降の賦課期日（毎年 4 月 1 日）現在に最初の新規検査から 13 年を経過した車両…平成 28 年度は、最初の新規検査が平成 14 年 12 月以前の車が対象となります。ただし、動力源または内燃機関の燃料が電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリン電力併用の軽自動車並びに被けん引車は対象から除きます。

※ 1

### 自動車検査証

ご確認ください

車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種別	...
岡崎580あ1234	平成 〇〇年〇〇月〇〇日	平成 〇〇年〇〇月	軽自動車	
車台番号	乗車定員	最大積載量	車両重量	...
AB11-123456	4人	—kg	〇〇〇kg	

## 審議会などの委員を公募します

幸田町では、法令や条例に基づく各種審議会等の委員の一部を公募しています。幅広い意見を集約し、開かれた町政を目指していくため、たくさんの応募をお待ちしています。

### 1. 委員を公募する審議会などの名称および募集内容

審議会などの名称	募集人数	任期	内容	担当窓口
総合計画審議会	1人	1年	総合計画(平成28年度については、主に実施計画)についての審議(年1回程度の会議への出席)	企画政策課 政策グループ (内線332)
都市計画審議会	1人	1年	町の都市計画に関して必要な事項の調査審議(年2回程度の会議への出席)	都市計画課 計画整備グループ (内線221)

### 2. 応募要領

#### (1) 応募資格

次の①から④の全ての条件に該当する人

- ①町内在住で20歳以上であること(平成28年1月1日現在)
- ②納税が滞っていないこと
- ③町の審議会等の現職委員でないこと
- ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しないこと
  - ・成年被後見人又は被保佐人
  - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・その他

#### (2) 応募方法

応募する審議会などの名称を明記の上、審議会などへの参画を希望される理由を200字程度のレポート(様式に指定はありません)にまとめ、住所・氏名・年齢・職業・電話番号を記入の上、下記の申し込み先に郵送(締切日消印有効)、FAX、Eメールまたは持参のいずれかの方法で提出してください。

(3) 決定方法 町の定める選考基準に基づき、選考会において審議の上、決定します。

(4) 申込方法 2月29日(月)までに下記にお申し込みください。

〒444-0192 幸田町大字菱池字元林1番地1 幸田町役場企画部人事秘書課人事秘書グループ(内線324)  
FAX: 63-5139 E-mail: jinjihisyo@town.kota.lg.jp

(5) 問合せ 人事秘書課 人事秘書グループ(内線324)または、各担当窓口にお問い合わせください。

## 町営住宅の入居者を募集します

### ●住宅名・募集戸数および入居指定日

- ・横落住宅1棟(昭和57年度建設): 1戸(4階)
- ・神山住宅C棟(平成3年度建設): 2戸(1、3階)
- ・入居指定日: 平成28年4月1日

### ●入居条件および家賃の決定方法

- ・幸田町営住宅条例に基づき、収入基準に適合していること。
- ・現に住宅に困窮していることが明らかなこと。
- ・町民税などを滞納していないこと。
- ・家賃は収入に応じ規定により算出します。

### ●受付期間・場所

- ・2月8日(月)～19日(金)の開庁日  
午前8時30分～午後5時(郵送の場合は締切日当日消印有効)
- ・役場2階 都市計画課

### ●その他

- ・2月1日(月)から募集概要を配布します。募集概要に従って必要書類を作成、ご用意いただく必要がありますので入居をご希望の方はお早めにお受け取りください。
- ・応募者多数の時には、申請者による抽選で決定します。

問合せ 都市計画課 建築グループ(内線222)

### 住宅間取図



## 柔道・少林寺拳法・剣道・組討道（空手道）教室に参加しよう！

### ①柔道

とき 3月19日(土)、21日(月)、23日(水)、26日(土)、28日(月) 午後7時30分～9時  
\*ただし、19日は午後7時～9時

ところ 南部中学校柔道場および北部中学校武道場

参加資格 町内の園児年少以上と小学生および中学生

### ②少林寺拳法

とき 3月20日(日)、25日(金)、27日(日)、4月1日(金)、3日(日)

\*日曜日は午後6時～7時30分、金曜日は午後6時30分～7時45分

ところ 幸田中学校武道場 参加資格 町内の園児年長以上と小学生および中学生

### ③剣道

とき 3月19日(土)、23日(水)、28日(月)、30日(水)、4月4日(月)  
午後7時～8時30分

ところ 幸田中学校武道場 参加資格 町内の小学生

### ④組討道（空手道）

とき 3月1日(火)、8日(火)、15日(火)、22日(火)、29日(火) 午後7時～8時

ところ 岩堀老人憩の家 参加資格 町内の園児年少以上と小学生および中学生

定員 柔道・少林寺拳法・剣道は30人程度。組討道（空手道）は20人程度。

\*先着順（ただし、受講生数によっては開催しない場合もあります。）

参加費 1教室 2,000円

そのほか 柔道着の購入希望者（4,000円程度）と貸し出し希望者（無料）は、申し込み時にお申し出ください。

申込み 2月12日(金)～23日(火)に幸田町体育協会事務局（生涯学習課内、内線192）へお申し込みください。申し込みには印鑑が必要です。



## 介護保険関係の「税の所得控除」のご案内

### 障害者控除

65歳以上の人で介護保険の認定を受けている人のうち、障害者控除対象者認定基準に該当する本人、またはその人を扶養する人は所得控除を受けることができます。対象者には1月下旬に認定書を送付しました。対象と思われる人で認定書が届かない人はお問い合わせください。

・認定書の交付に必要なもの

①申請書（福祉課にあります）②印鑑 ③窓口に来られる人の本人確認ができるもの（運転免許証など）

④委任状（同居の親族以外の方が申請する場合のみ）

・認定の基準

要介護認定を受けた際の記録およびそのほかの資料を元に判定します。

### おむつ代の医療費控除について

おおむね6カ月以上寝たきりの状態にあると認められ、治療上おむつの使用が必要な人については、おむつ代が医療費控除の対象となります。確定申告では、おむつ代の領収書および医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。

なお、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降の場合で、要介護認定を受けており一定の要件を満たしている人については、町が発行する「要介護認定での主治医意見書の内容を確認した書類」または「主治医意見書」の写しにより、医師が発行した「おむつ使用証明書」に代えることができます。

### 介護サービス費用の自己負担額にかかる医療費控除

介護保険を利用した施設サービス費用および在宅サービス費用の自己負担額のうち、医療費控除の対象となるものがあります。施設および居宅サービス利用料の領収書に医療費控除の対象となる金額が記載されていますので、ご確認ください。

問合せ 福祉課 介護保険グループ（内線155）